

日本地球掘削科学コンソーシアム陸上掘削部会規則

(部会の設置)

第1条 日本地球掘削科学コンソーシアム規約第11条に基づき、日本地球掘削科学コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）に陸上掘削部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 部会は、主として陸上掘削に係る科学的な検討・支援および研究基盤の構築、連携体制の推進を図り、我が国における陸上掘削科学の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 部会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。また、次の各号に定める事項以外の活動を行う場合は、会員総会の承認を必要とする。

- (1) 陸上掘削に関するサイエンスプランの策定
- (2) 陸上掘削計画の立案と関連機関への実施提案
- (3) 掘削によって得られた試資料および情報の保管・活動体制の検討と提案
- (4) 日本発の陸上科学掘削提案の育成・支援および ICDP 等への推薦
- (5) ICDP 科学諮問グループ (Scientific Advisory Group ; SAG) 及び執行委員会 (Executive Committee ; EC) の日本代表委員に関すること。
- (6) その他 ICDP の国内での運営に関し部会が必要と認めた事項。
- (7) 掘削関連技術に関する情報の交換および掘削・計測技術の開発
- (8) 陸上掘削計画について産官学の情報・意見交換と連携体制の検討
- (9) 陸上掘削科学の啓発と研究成果の公開
- (10) 必要に応じて、上記の陸上掘削に関連する事項を検討する委員会・専門部会を設置する。

(部会役員)

第4条 部会に部会長1名と部会幹事数名の部会役員を置く。部会役員は、部会からの推薦に基づき、理事会で選任・解任し、会員総会で承認される。

- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 部会長は、部会を代表するものとし、会務を総括する。

(部会長補佐)

第5条 部会に部会長補佐1名を置く。部会長補佐は、部会長の推薦に基づき、第6条第2号に規定する執行部会で選任・解任する。

2 部会長補佐の任期は、選任時から部会長補佐を推薦した部会長の退任時までとし、再任を妨げない。

3 部会長補佐は、部会長の業務を補佐し、部会長に事故のある場合及び部会長の要請があり執行部が認める場合には、その職務を代行する。

(組織)

第6条 部会は、次の組織で運営される。

(1) 部会幹事会：部会長及び部会幹事で部会幹事会を構成する。部会幹事会は、部会役員を選出、各種委員の推薦など、部会の運営に関わる案件を議決する。

(2) 執行部：部会長、部会長補佐および部会長が指名する若干名から構成され、部会幹事会にかける原案作成や部会幹事会での決定事項を執行する。

(部会幹事会の開催)

第7条 部会幹事会は、部会長が招集し、議長は部会長がこれにあたる。

2 部会幹事会は、部会幹事の過半数の出席をもって成立する。

3 審議事項は、出席者と委任状（メールでも可）を加えた数の過半数をもって決する。

4 コンソーシアム会員は、正会員、個人会員、賛助会員を問わず、オブザーバーとして部会幹事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、幹事会への出席にあたっては、あらかじめ執行部の了解を得るものとする。

5 部会幹事会は、議決に緊急を要する案件を審議する場合、部会幹事機関のコンソーシアム担当者全員の電子メールの交信により審議し、議決することができる。この場合、部会幹事の過半数をもって決するものとする。

(部会事務局)

第8条 部会運営に関する事務を実施するため部会事務局を独立行政法人海洋研究開発機構研究推進部に置く。

(規則の変更)

第9条 本規則の変更については、部会幹事会にて変更案を決定し、会員総会

で承認されることにより、有効となる。

(細則)

第10条 部会の運営に必要な事項については別に定める。

附則

(施行)

1 この規則は、平成16年4月4日より施行する。

附則

(施行)

1 この規則は、平成19年4月8日より施行する。

附則

(施行)

1 この規則は、平成22年4月4日より施行する。

附則

(施行)

1 この規則は、平成26年4月27日より施行する。